

平成 28 年 4 月 13 日付けで提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行い、下記のとおり、平成 28 年 6 月 8 日に請求人へ通知しました。

福岡市監査委員 齋 田 雅 夫
同 伯 川 志 郎

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）

平成 28 年 4 月 13 日に提出のあった住民監査請求（福岡市職員措置請求）について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

第 1 住民監査請求の提出

1 住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）の内容等

(1) 請求人

占部 正文

(2) 提出日

平成 28 年 4 月 13 日

(3) 請求の要旨（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま。ただし、明らかな誤字等は修正するとともに、ポスター作成業者の社名は、当該会社の利益等に配慮して記載していない。）

第 1 請求の趣旨について

福岡市長は平成 27 年 4 月 12 日執行した福岡議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）において「福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「福岡市公費負担条例」という。）に基づき法定得票を得た候補者及びポスター作成業者に対して公費負担（選挙公営）を行っている。

しかし、これは、第 2 以下で述べる通り違法公金支出であり、以下のことを請求す

る。

1 福岡市長は、「基準額」を超えて支払い請求をし、その支払いを受けた別表記載の候補者及びポスター作成業者に対し、各自別表「差額」欄記載の額を支払うよう請求せよ。

2 福岡市長は、「基準額」の2倍を超える支払いを受けた別表記載の候補者及びポスター作成業者に対し、支払いを受けた日から1による支払い済みまで民法所定の年5分の割合による金額を支払うよう請求せよ。

3 福岡市長は、自らの条例提案権に基づいて現行の「福岡市公費負担条例」を改正する条例案を提出せよ。

第2 請求の原因

1 事案の概要

「本件選挙」において、福岡市は「福岡市公費負担条例」に基づき、法定得票を得た別紙一覧表「候補者名」欄記載の者（以下「各候補者」という。）及びそのポスター作成を請け負った別紙一覧表「ポスター作成業者」欄記載の者（以下「各業者」という。）は共同して、社会通念を超えた高額な金額で契約を行うなどして、適正なポスター作成の費用を超えた金額を違法に請求している。

したがって、福岡市は各業者に対する不当利得返還請求権を有している。

しかし、この請求権を行使すべき福岡市長は、その行使を怠っている。

そこで、福岡市の住民である請求人は、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、福岡市長に対し、各業者・各候補者への「不当利得返還請求権」を行使するよう求めるものである。

なお、第3以下で述べるように「福岡市公費負担条例」第9条・第11条は公職選挙法に違反するものであり、条例提案権を有する「福岡市長」にその改正を求めるものである。

2 当事者等

(1) 請求人は、福岡市に居住する住民である。

(2) 福岡市長は、市の有する不当利得返還請求権の債権を行使する権限を有する者である（地方自治法149条6号、240条参照）

(3) 各候補者は、いずれも、本件選挙の法定得票を得た候補者であり、また、本件選挙における、公職選挙法143条1項5号にいう選挙運動のために使用するポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成に係る費用（以下「ポスター代」

という。)について、後記第3の公費負担制度の適用を受けた者である。

(4) 各業者は、本件選挙における各候補者の選挙運動用ポスターの作成者として、後記第3の公費負担制度に基づき、ポスター代の支払を福岡市から受けた者である。

第3 福岡市における公費負担の制度

1. 福岡市における公費負担の制度

平成4年改正された公職選挙法第143条第15項では「都道府県の議会の議員及び長の選挙について都道府県は、市の議会の議員及び長について市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の公職選挙法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事選挙に係る場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。」と定められた。（資料1）

この改正された公職選挙法により平成6年「福岡市公費負担条例」が制定され、本件選挙について公職選挙法第143条第1項第5号のポスターの作成について、公費負担することができることとなった。ただし、第4号の2の個人演説会告知用ポスターについては認められていない。（地方選挙で認められているのは、「県知事選挙」のみである。）

2 公費負担制度に基づき請求できるポスター代について

選挙運動用ポスターの公費負担も他の公費負担制度と同様、その趣旨は、金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図ることにある。（資料1P24参照）

一方で、その原資が市民の税金で賄われていることや地方自治法2条14項の趣旨「最少費用で最大の効果原則」に照らせば、地方の市場価格に基づいた「現に要した費用」しか請求できないのは当然であり、候補者は支出の経済性・効率性に配慮すべきである。

3 この選挙運動用ポスターの作成費用の公費負担は、次のように行われている。

まず、①各候補者が各業者と有償契約を締結することからはじまる。写真撮影を含め一括して業者に発注しないと「公費負担」は認められない。次に②各候補者は、「ポスター作成契約届出書」（契約書の写し・契約金額の内訳書添付）、「ポスター作成枚数確認申請書」を市選管に提出する。③市選管は、公費負担の対象枚数であることを確認し、「ポスター作成枚数確認書」を各候補者に交付する。④各候補者は、契約後直ちに「ポスター作成証明書」を作成し、各業者に提出、あわせて「ポスター作成

枚数確認書」も各業者に提出する。⑤各候補者は告示日前に選挙運動用ポスターの現物を市選管に1部提出し、規格等の審査を受け、市選管はこれを保管する。⑥各業者は、候補者の供託金が没収されていないことを確認し「ポスター作成枚数確認書」「ポスター作成証明書」「請求書」「請求内訳書」を添付し、ポスター作成費用を請求するという流れになっている。

第4 本件選挙における選挙運動用ポスターの公費負担の実態

福岡市公費負担条例に基づき別表のとおり公費負担が行われている。

それを分析すると、次のとおりである。

(1) 候補者名

法定得票を得た者である。各選挙区毎、支払い金額が多い順に並べている。

東区(16人)、博多区(10人)、中央区(12人)南区(13人)

城南区(8人)早良区(10人)西区(10人)福岡市計79人である。

うち、現職市議会議員62人(*で表示)で、公費負担を受けた者の78.4%を占める。

(2) 請求枚数

選挙運動用ポスターとして、各業者が福岡市に請求した枚数である。

各候補者は「ポスター作成証明書」を作成する。

これら請求枚数は公費負担条例第9条で定める「作成枚数の限度(当該選挙が行われる区域のポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超えない範囲)内である。

しかし、

①各区ポスター掲示場数は各区名の横()で示す通りである。

②各候補者は選挙管理委員会が設置したポスター掲示場の割り当てられた区画に1人1枚しか貼付できない。

③各候補者が各業者に依頼する選挙運動用ポスターは後述のように、紙の品質、インクの質から本件選挙の選挙運動期間(9日間)には十分耐えうるものであり、それだけの金額の公費負担を行っている。よほどのことがない限り張替えの必要はない。

④本件選挙は、知事選挙・国政選挙のように個人演説会告知用ポスターを貼付することは公職選挙法上認められていない。(公職選挙法143条第1項四の二号)このことは資料1(P27)でも「四ポスター作成の公営作成枚数の限度」として、「国政選挙にあっては、ポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を作成枚数の限度としているが、これはポスター二種類分の作成を公営の対象としたものである。」とし「国政選挙より選挙運動期間が短い選挙にあっては、ポスター掲示場数を作成枚数の限度とするこ

とが適当である。」と指摘している。

⑤他の政令指定都市では、選挙運動用ポスターの作成限度をポスター掲示場の数しか認めていないところ（3都市）、ポスターの取引慣行に従って「ポスター掲示場設置数×1.2」としているところ（4都市）もある。

以上のことから福岡市公費負担条例第9条の選挙運動用ポスターの作成限度額・作成枚数の限度の定めは公職選挙法143条第15項に違反する。

作成枚数の実態は、基準額以内の者（欄外右○印の者）5人は1人を除き、ポスター掲示場数×1.2の範囲内である。

このことは、③で述べたように「各候補者が各業者に依頼する選挙運動用ポスターは、紙の品質、インクの質から本件選挙の選挙運動期間（9日間）には十分耐えうるものであり、それだけの金額の公費負担を行っている。」との主張を裏付けるものである。なお、多くの候補者・業者が、ポスター掲示場数以上にポスター作成枚数を多く申告する場合は、選挙運動用ポスターを作成する前に、候補者は政治活動として支持者の室内、自らの事務所で使う政治活動用「ポスターを作成するものであり、それは選挙運動用ポスターのように掲示責任者・作成業者を明示する必要はないものである。

これは本来公費負担の対象とならないものである。しかし、ほとんど選挙運動用ポスターと変わらぬ図柄・仕様であるので、選挙運動用ポスター作成を委託した同一の業者に委託するものである。この政治活動用ポスター（公費負担の対象とならない。）をカウントしているものと思われる。

(3) 支払金額

①選挙運動用ポスター作成の公費負担額は次のように定められている。

ア選挙運動用ポスター作成の公費負担額（福岡市公費負担条例第9条）

各選挙区ごとに次の算定式による作成単価の限度額×選挙運動用ポスター掲示場の数×2である。

作成単価の限度額（福岡市公費負担条例第11条）は以下のとおりである。

$(510 \text{ 円 } 48 \text{ 銭} \times \text{選挙運動用ポスター掲示場の数} + 301,875 \text{ 円}) \div \text{選挙運動用ポスター掲示場の数}$

しかしこの算定式で求めた金額（作成単価×選挙運動用ポスター掲示場の数×2）は以下で述べるように公職選挙法第143条第15項に反する。

①(2)請求枚数の項で指摘したように作成枚数の限度は公職選挙法第143条第15項に反している。

②作成単価の限度額も、国の算定式をそのまま使用し「、準じた」ことになっていない。このことは資料1で「四ポスター作成の公営1作成単価の限度額」として「作成単価は、ポスター掲示場数の増加に応じて逡減する算式となっており、特にポスター掲示場の少ない選挙において作成単価が実勢に比して高すぎることがないよう十分留意する必要がある。」と指摘している。本件選挙は衆議院議員選挙、参議院議員選挙に比べ選挙区域が小さくポスター掲示場の少ない選挙であり、指摘事項が当て嵌まる。（資料1）よって、作成単価の上限額を定めた福岡市公費負担条例第11条も公職選挙法第143条第15項に違反している。

以上のことから、選挙運動用ポスター作成の「作成枚数の限度」「作成単価の限度額」を定めた福岡市公費負担条例第9条・第11条はその効力を有しない。

結果、別表欄外の「支払金額//基準額」のとおり、79人の法定得票数を得た者の内正当な取引枚数、市場価格から算定した「基準額」内のものは5人であり、他は基準額を超えるものである。福岡市公費負担条例で定めた上限額は、「基準額」の5倍にあたるものである。2倍未満の者は僅かに「18人」残り56人の候補者が「基準額」の2倍～5倍に該当する。（70.8%）「基準額」については後述(4)。

(4) 基準額

選挙運動用ポスターは、その使用目的や公職選挙法の制約から、事実上、ほぼ一定の仕様になる。

具体的には①選挙運動用ポスターは屋外掲示であるので、①耐水性のコート紙、ユポ紙を使用する仕様が通例であること②色褪せないように耐光インクを使用する仕様が通例であること、②選挙運動用ポスターは告示日に立候補届出をし、約100～400箇所あるポスター掲示場に、その日の内に貼付する必要があるので簡単に貼付できる必要があり、投票日まで剥がれないようにする必要があるので、タック加工仕様が通例であること、③選挙運動用ポスターは目立つ必要があり、4色刷り仕様が通例であること④選挙運動用ポスターには、縦42cm、横30cm以内の規格制限が公職選挙法上あるので、用紙サイズはA3仕様が通例であること。

以上の4点を満たせば、選挙運動用ポスターとして十分である。

このことは、福岡県に本店（福岡県嘉麻市）を有し、福岡市もその商圏に入り、幅広い需要者を有するM社のインターネット掲示「選挙ポスター」でもほぼおなじことを述べている。（資料3）

M社のインターネット掲示「選挙ポスター」p1・p2は紙代・印刷料金のみ価格である。通常のポスターの市場価格（10万円台）からみてもM社の料金価格は福岡県を代表する選挙運動用ポスターの実勢価格・市場価格といえる。

しかし、これはデザイン料等は含んでいないので、「デザイン料」等を含むとすると、「選挙ポスターデザインパック印刷価格表」を使うこととなる。概ね印刷料金に5～6万円が加算される料金体系になっている。

（資料4）

このように、巷間「選挙運動用ポスター」のデザイン料は5万円程度と言われているのはあながち間違いではない。すなわち、選挙運動用ポスターデザイン料は通例5万円程度であることからすると、これを超える場合は相当の理由が存在することになる。

選挙運動用ポスターは、有名デザイナーに依頼するわけではなく、市民もそのようなことを望んでいない。通例印刷業者が行っている。5万円を大きく上回るデザイン・キャッチコピーの申請は違法申請の疑いが高い。

選挙運動用ポスターの通例の仕様は①紙質は「ユポ紙」②インクは耐光インク③4色刷り④A3判⑤タック加工である。これは選挙運動用ポスターとしては最高品質である。

M社の料金表では、「選挙ポスターデザインパック印刷価格表」「ユポパック110μ」「耐光インキ」の欄が該当する。（資料4）

枚数段階は、印刷枚数に1割程度のポスター枚数の予備を加える取引慣行から、各選挙区の紙代・印刷費・デザインを含む選挙運動用ポスターの価格は、次のようになる。

東 区：147,500円

博多区：135,900円

中央区：132,000円

南 区：139,700円

城南区：132,000円

早良区：139,700円

西 区：139,700円

この金額は写真撮影料が含まれていないため、これに国が示した写真撮影料30,000円（資料1P27四1）を加算した以下の金額が福岡における実勢価

格・市場価格から算出した選挙運動用ポスターの基準となる価格といえる。*1, 000円未満切り上げ

東 区：178,000円

博多区：166,000円

中央区：162,000円

南 区：170,000円

城南区：162,000円

早良区：170,000円

西 区：170,000円

この基準額は、5人の候補者が、この基準額以内で作成しており、「最少の費用で最大の効果」を挙げている。よって「基準額」は正当性を有する。新聞報道「各自治体の上限額は市場価格の2～3割」の指摘に適合。

(契約書)

各候補・各業者の契約書に選挙運動用ポスターの仕様が明記されていないのは不可解なことである。紙質・使用インキ・色数・サイズ・タック加工の有無は契約書に明記すべきである。

福岡県ではこれらの仕様を契約書に明記している。福岡市の要求する契約書は国が求める様式に違反しているのではないか。監査委員におかれましては、どうしてこのようなこととなったか、その経緯を調査を求めます。(要望1)

(内訳書)

基準額以内の契約は、①写真撮影料は3万円②デザイン料は5万円以内③企画料0である。それに反して高額な契約をしている各候補・各業者はこれらの金額が極端に高い。ちなみに福岡市最高金額の支払いを受けた候補者・業者の内訳書は①写真撮影料20万円(スタジオ使用料を含む。)②デザイン料20万円③企画費10万円④コピーライティング料5万円④色校正料5万円(印刷費用と別途)である。

このようなこととなったのは、福岡市公費負担条例の上限金額設定時、市場調査を行わず、十分な検討を行っていない結果の現れである。

監査委員におかれましては内訳書、とくに高額支払いを受けた候補者・業者(基準額の2倍以上)の内訳書の分析を行ない、適・非を明らかにするよう要求いたします。

(要望2)

(4)選挙運動用ポスター作成業者

本件選挙における「選挙運動用ポスター作成業者」は 55 業者である。

うち、基準額以内でポスターを作成した業者 2 業者。

複数の候補者から委託された業者 14 業者。これら 業者のうち、

①基準額以内で、ポスターを作成した 2 業者 A 社、B 社は、本件選挙における選挙運動用ポスター作成の実態について、どう考えているか監査委員におかれては意見聴取されるようお願いいたします。（要望 3）

②複数の候補者から委託された業者のうち、その影響力が大きい次の業者（概ね 3 人以上の候補者から受託している業者）について、ポスターの価格表の有無を調査し、入手されるようお願いいたします。（要望 4）

C 社、D 社、E 社、F 社、G 社、H 社、I 社

第 5 実態の総括

1 本件公費負担は本来の効果を挙げているか。

選挙運動用ポスターの公費負担も他の公費負担制度と同様、その趣旨は、金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図ることにある。（資料 1P24 参照）

しかし、本件事業の実態は、福岡市総額で「41,084,620 円」のお金のかかるものであり、支払い額の多いのは一般公務員の給与の額を超える議員報酬を受けている「現職の市議会議員」であり、候補者間の機会均等を図るものになっていない。

よって、本件公費負担は本来の効果を挙げていない。

2 「最少の経費で最大の効果」を發揮するように運用されているか

本件費用は市民の税金で賄われているため、「最少の費用で最大の効果」をあげることが「地方公共団体」は求められる。（地方自治法 199 条第 14 項）

しかし、市場価格に基づく「最少の費用」で選挙運動用ポスターを作成しているものは法定得票数を得た候補者（79 人）のうち僅か 5 人（0・6%）である。

この事業が「最少の経費で最大の効果」を發揮するように運用されているとはいえない。

このことを確認するため、監査委員におかれましては、基準額と比べ、5 倍以上の金額となるポスターと基準額以内のポスターの比較検証を行うよう要望します。

（要望 5）

3 市民の貴重な税金が無駄遣いされていないか

別表「差額欄」で「返還を求める。」金額は総額「27,778,620 円」であり、このお金は全く税金の無駄遣いである。

第6 結 語

実態分析から明らかなように、新聞紙上でも批判されるように悪の元凶は「選挙運動用ポスターの作成限度枚数・作成単価の限度額」を定めた福岡市公費負担条例にある。

よって、第1 請求の趣旨 1、2、3 を福岡市長に求めるものである。

(別 表)

○平成 27 年 4 月 12 日執行福岡市議会議員一般選挙 選挙運動用ポスター公費負担の実態

候補者名・請求枚数・掲示場数・支払金額・実勢額・差額・ポスター作成業者

候補者名	請求枚数	支払金額	基準額	差額	選挙運動用 ポスター作成業者	支払金額/基準額
<p>(東区) (363 箇所) *ポスター掲示場設置数 (16 人)法定得票者数</p>						
*森英鷹	726 枚	975,018	178,000	797,018	—	5.477629213
*川上晋平	700 枚	907,200	178,000	729,200	—	5.096629213
*落石俊則	650 枚	787,800	178,000	609,800	—	4.425842697
藤野哲司	600 枚	720,000	178,000	542,000	—	4.425842697
*今林秀明	726 枚	690,426	178,000	512,426	—	3.878797753
石井英俊	500 枚	648,000	178,000	470,000	—	3.640449438
真武研二	726 枚	625,812	178,000	447,812	—	3.515797753
*森文子	400 枚	537,200	178,000	359,200	—	3.017977528
*尾花康広	413 枚	499,730	178,000	321,730	—	2.80747191
*山口剛司	413 枚	499,730	178,000	321,730	—	2.80747191
*三角公仁隆	600 枚	447,120	178,000	269,120	—	2.511910112
*阿部正剛	500 枚	391,500	178,000	213,500	—	2.199438202
吉武輝実	440 枚	332,640	178,000	154,640	—	
*富永正博	500 枚	270,000	178,000	92,000	—	
*藤本顕憲	726 枚	215,622	178,000	37,622	—	
*綿貫英彦	420 枚	168,000	178,000		—	○
		8,715,798	(区 計)	5,877,798		
<p>(博多区) (235 箇所) *ポスター掲示場設置数 (10 人)法定得票者数</p>						
*福田 衛	470 枚	833,760	166,000	667,760	—	5.022650602
*田中丈太郎	460 枚	824,780	166,000	658,780	—	4.968554217
高田保男	470 枚	789,600	166,000	623,600	—	4.756626506
*鬼塚昌宏	470 枚	676,800	166,000	510,800	—	4.077108434

*川口 浩	466 枚	654,264	166,000	488,264	—	3.941349398
*古川清文	285 枚	491,625	166,000	325,625	—	2.961596386
*石田正明	285 枚	383,895	166,000	217,895	—	2.312620482
*浜崎太郎	300 枚	285,000	166,000	119,000	—	
*南原 茂	470 枚	253,800	166,000	87,800	—	
*比江嶋俊和	280 枚	161,000	166,000		—	○
		5,354,524	(区 計)	3,699,524		

(中央区) (191 箇所) *ポスター掲示場設置数 (12人)法定得票者数

*田中慎介	382 枚	781,954	162,000	619,954	—	4.826876543
原田一郎	382 枚	611,200	162,000	449,200	—	3.772839506
*堤田寛	382 枚	577,966	162,000	415,966	—	3.567691358
池鉄平	250 枚	522,750	162,000	360,750	—	3.226851852
船久保信明	360 枚	496,800	162,000	334,800	—	3.066666667
新開崇司	382 枚	485,140	162,000	323,140	—	2.994691358
*橋田和義	382 枚	464,400	162,000	302,400	—	2.866666667
水城四郎	250 枚	432,000	162,000	270,000	—	2.994691358
*中島正裕	382 枚	391,932	162,000	229,932	—	2.419333333
*楠 正信	241 枚	385,600	162,000	223,600	—	2.380246914
*稲員稔夫	250 枚	150,000	162,000		—	○
*星野美恵子	230 枚	149,500	162,000		—	○
		5,449,242	(区 計)	3,529,742		

(南区) (291 箇所) *ポスター掲示場設置数 (13人)法定得票者数

*川上陽平	582 枚	848,556	170,000	678,556	—	4.991505882
*飯盛利康	582 枚	826,440	170,000	656,440	—	4.861411765
*富永周行	580 枚	812,000	170,000	642,000	—	4.776470588
*近藤里美	580 枚	754,000	170,000	584,000	—	4.435294118
前川健太	580 枚	649,600	170,000	479,600	—	3.821176471
吉村嘉人	500 枚	562,000	170,000	392,000	—	3.305882353
*光安 力	450 枚	550,800	170,000	380,800	—	3.24
*打越基安	450 枚	540,000	170,000	370,000	—	3.176470588
*新村優	582 枚	523,800	170,000	353,800	—	3.081176471
*大石修二	344 枚	409,200	170,000	239,200	—	2.407058824
*松野 隆	341 枚	363,165	170,000	193,165	—	2.136264706
*国分徳彦	400 枚	270,000	170,000	100,000	—	
*堀内徹夫	350 枚	157,500	170,000		—	○
		7,267,061	(区 計)	5,069,561		

(城南区)		(155 箇所)	*ポスター掲示場設置数		(8人)法定得票者数	
*高山博光	310 枚	742,450	162,000	580,450	—	4.583024691
*太田英二	300 枚	679,320	162,000	517,320	—	4.193333333
*阿部真之介	310 枚	620,000	162,000	458,000	—	3.827160494
上村幸子	200 枚	491,800	162,000	329,800	—	3.035802469
*調 崇史	310 枚	485,460	162,000	323,460	—	2.996666667
*篠原達也	205 枚	480,725	162,000	318,725	—	2.967438272
*倉元達朗	200 枚	301,000	162,000	139,000	—	
北嶋雄二郎	310 枚	261,640	162,000	99,640	—	
		4,062,395	(区 計)	2,766,395		

(早良区)		(291 箇所)	*ポスター掲示場設置数		(10人)法定得票者数	
*大森一馬	582 枚	879,984	170,000	709,984	—	5.176376471
*大原弥寿雄	582 枚	813,636	170,000	643,636	—	4.786094118
*栃木義博	548 枚	793,504	170,000	623,504	—	4.667670588
*津田信太郎	582 枚	686,760	170,000	516,760	—	4.039764706
*大塚龍昇	430 枚	665,640	170,000	495,640	—	3.915529412
*黒子秀勇樹	341 枚	506,726	170,000	336,726	—	2.980741176
*高木勝利	341 枚	506,726	170,000	336,726	—	2.980741176
宮浦寛	500 枚	486,000	170,000	316,000	—	2.858823529
*平畑雅博	400 枚	416,000	170,000	246,000	—	2.447058824
*中山郁美	350 枚	343,700	170,000	173,700	—	2.021764706
		6,098,676	(区 計)	4,398,676		

(西区)		(292 箇所)	*ポスター掲示場設置数		(10人)法定得票者数	
*池田良子	540 枚	788,400	170,000	618,400	—	4.637647059
*江藤博美	520 枚	772,200	170,000	602,200	—	4.542352941
*大坪真由美	342 枚	507,870	170,000	337,870	—	2.987470588
*小島久弥	584 枚	429,824	170,000	259,824	—	2.528376471
*熊谷敦子	350 枚	343,700	170,000	173,700	—	2.021764706
*天野浩	350 枚	311,850	170,000	141,850	—	
*富永計久	400 枚	280,000	170,000	110,000	—	
江藤真実	350 枚	272,160	170,000	102,160	—	
江崎太郎	400 枚	231,120	170,000	61,120	—	
*笠 康雄	330 枚	199,800	170,000	29,800	—	
		4,136,924	(区 計)	2,436,924		

(79 候補)	41,084,620	福岡市計	27,778,620	(65 業者)
---------	------------	------	------------	---------

○この表は情報公開請求で入手した下記の資料及び「第 18 回統一地方選挙結果しらべ」(福岡市・区選挙管理委員会)に基づいて作成したものである。

- (1)ポスター作成契約届出書(契約書の写・内訳書):候補者作成
- (2)ポスター作成枚数確認書(福岡市選挙管理委員会作成)
- (3)ポスター作成証明書(候補者作成)
- (4)請求書・内訳書(ポスター作成業者作成)

(4) 事実証明書

- ア 選挙時報第 42 巻第 5 号の写し (抜粋)
- イ 平成 23 年 4 月 16 日の西日本新聞データベース記事の写し
- ウ M社ホームページの写し
- エ 選挙運動用ポスター等の作成実物事例
- オ エの請求書の写し
- カ 平成 23 年 4 月 16 日の西日本新聞記事等の写し
- キ 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案の決裁文書の写し
- ク 愛知県知事あて東三河オンブズマン議員ネットの豊橋市議の要望書の写し

2 監査委員の除斥

福岡市議会選出の川上晋平監査委員及び大石修二監査委員 (いずれも平成 28 年 5 月 31 日をもって監査委員を辞任) 並びに森英鷹監査委員及び国分徳彦監査委員 (いずれも同年 6 月 1 日に監査委員に就任) は, 地方自治法 (以下「自治法」という。) 第 199 条の 2 の規定により本件監査請求の監査から除斥された。

3 要件審査

本件請求は, 自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め, 平成 28 年 4 月 26 日, これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象

平成27年4月12日執行福岡市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「公費負担条例」という。）に基づく公職選挙法（以下「公選法」という。）第143条第1項第5号のポスターの作成に係る公費負担（以下「本件公費負担」という。）に関し、次のことを対象として監査を行った。

- (1) 本件公費負担に係る負担金の支出の違法性・不当性の有無
- (2) 本件公費負担に係る負担金の支出に伴う不当利得返還請求権の発生の有無及び市が同請求権を有すると認められる場合においてその行使を違法・不当に怠る事実の有無

2 監査対象部署

市選挙管理委員会事務局

各区選挙管理委員会事務局

3 請求人による陳述

平成28年5月16日、監査対象部署の関係職員の立会いのもと、請求人による陳述を聴取した。

4 監査対象部署の関係職員による陳述

平成28年5月16日、請求人の立会いのもと、監査対象部署の関係職員による陳述を聴取した。

5 請求人による追加書面の提出

平成28年5月30日、請求人から、本件監査請求の内容を補足するものとして、市選挙管理委員会陳述に対する反論書が提出された。

第3 監査の結果

1 確認した事実

監査対象事項に関する事実関係等について、次のとおり確認した。

(1) 選挙運動用ポスター

ア 本市の議会の議員の選挙（以下単に「市議選挙」という。）において、選挙運動のために掲示することができるポスターは、公選法第143条第1項の規定により次のものに限られる。

- ① 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するもの（同項第1号）
- ② 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するもの（同項第2号）
- ③ 演説会場においてその演説会の開催中使用するもの（同項第4号）
- ④ 以上のほか、選挙運動のために使用するもの（同項第5号）

なお、同項第4号の2の規定により、国政選挙（衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙をいう。以下同じ。）及び都道府県知事選挙においては、このほか個人演説会の告知のためのもの（以下「個人演説会告知用ポスター」という。）の掲示が認められるが、その他の選挙においては、認められていない。

イ 上記ア①から④までのポスターのうち、公費負担条例に基づく公費負担の対象となるのは、④のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）のみである。

ウ 選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場が設置される場合は、公選法第143条第4項の規定により、ポスター掲示場ごとに候補者1人につき1枚掲示するほかは掲示することができないものとされている。（公選法第144条第1項において、選挙の種類ごとに掲示することができる選挙運動用ポスターの枚数の上限が定められているが、ポスター掲示場が設置される場合は、同条第3項の規定により、当該規定は適用されない。）

エ 選挙運動用ポスターについては、上記ウのほか、公選法により次のような規制がなされるが、これら以外には何らの規制はない。

① 規格（公選法第144条第4項）

市議選挙におけるものについては、長さ42cm、幅30cmを超えてはならない。

② 記載事項（公選法第144条第5項）

表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所を記載しなければならない。

- ③ 掲示期間（公選法第 144 条の 2 第 10 項において準用する同条第 5 項及び第 143 条第 6 項）

立候補届出の日から選挙期日の当日までに限られる。

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担制度の概要

ア 公選法

公選法第 143 条第 15 項の規定により、市は、市の議会の議員及び長の選挙について、同条第 14 項の規定に基づく国政選挙における選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターの作成に係る公費負担の制度（以下「国制度」という。）に準じて、条例で定めるところにより、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の制度を設けることができるものとされる。

イ 公費負担条例等

公選法の上記規定に基づき、本市においては、公費負担条例により、市議選挙における選挙運動用ポスターの作成について、概要、次のような公費負担の制度を設けている。

市は、候補者の得票数が供託物没収点（有効投票総数を当該選挙区の議員定数で除した数の 10 分の 1）に達しない場合を除き、候補者がポスター作成業者との間で締結した選挙運動用ポスターの作成に関する有償契約（以下「ポスター作成契約」という。）に基づき当該ポスター作成業者に支払うべき金額のうち、1 枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額を、当該ポスター作成業者の請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

ただし、当該単価及び枚数は、それぞれ次を上限とする。

(ア) 上限単価

A ポスター掲示場の数が 500 以下の場合

$$\frac{301,875 \text{ 円} + 510 \text{ 円} \times 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

B ポスター掲示場の数が 500 を超える場合

$$\frac{557,115 \text{ 円} + 26 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

(イ) 上限枚数

ポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数

なお、以上の内容は、本件選挙執行時における国制度の内容と同一であるが、国

制度における単価の上限は、平成 28 年 4 月 8 日、平成 26 年 4 月の消費税増税を踏まえた引上げが行われた。

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の手続き

公費負担条例に基づく市議選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の手続きについては、同条例並びに福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（以下「公費負担規程」という。）により、次のように定められている。

- ① 候補者とポスター作成業者は、ポスター作成契約を締結する。
- ② 候補者は、ポスター作成契約締結後、直ちに、ポスター作成契約届出書に契約書の写しと契約金額の内訳書（ポスター作成業者が作成する任意の様式）の写しを添えて、区選挙管理委員会（以下「区選管」という。）を經由して市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に提出する。
なお、当該内訳書の内容については、公費負担規程及び候補者に配布する「公費負担の手引」において、「企画・編集・デザイン、写真撮影、製版、印刷、製本加工等の内訳が分かるもの」とされている。
- ③ 候補者は、公費負担を受けようとする選挙運動用ポスターの作成枚数が、公費負担の上限枚数の範囲内であることを確認を受けるため、ポスター作成枚数確認申請書を区選管を經由して市選管に提出する。
- ④ 市選管は、申請に基づき、公費負担の上限枚数の範囲内であることを確認したポスター作成枚数確認書を候補者に交付する。
- ⑤ 候補者は、ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。
- ⑥ 候補者は、選挙運動用ポスター作成の実績に基づいてポスター作成証明書を作成し、ポスター作成業者に提出する。
- ⑦ ポスター作成業者は、候補者の供託物が没収されないことを確認の上、ポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書、請求書及び所定の書式による請求内訳書を市長（市選管事務局が補助執行）に提出して、公費負担に係る金額を請求する。なお、請求内訳書には、(ア)ポスター掲示場数、(イ)ポスター作成の有償契約における作成金額（単価、枚数及び金額）、(ウ)公費負担の基準限度額（単価の上限、ポスター作成枚数確認書の確認枚数及び上限金額）、(エ)請求金額を記載することとされている。

なお、以上の手続きは、②において、ポスター作成契約届出書に契約金額の内訳書

を添付しなければならないほかは、国制度の手続きと同一である。

(4) 経過（日にちはいずれも平成 27 年）

2月1日～ 4月3日	本件選挙の各候補者とポスター作成業者との間でポスター作成契約が締結された。
4月3日	本件選挙について、選挙期日の告示及び立候補の届出が行われ、選挙運動が始まった。
同日	全候補者 80 名からポスター作成契約届出書が区選管へ提出された。
4月12日	本件選挙の投票が行われた。
4月14日	各選挙区において本件選挙の選挙会が行われ、当選人が決定された。
4月13日～ 6月10日	得票数が供託物没収点に達しなかった 1 名を除く 79 名の候補者に係るポスター作成業者から本件公費負担に係る負担金の請求書が市長に提出され、市選管事務局選挙課長（以下「選挙課長」という。）の専決により同負担金の支出負担行為が行われた。
5月1日～ 7月3日	選挙課長の専決により上記 79 名の候補者に対する本件公費負担に係る負担金の支出命令が行われた。
5月21日～ 7月15日	上記 79 名の候補者に対する本件公費負担に係る負担金がポスター作成業者に支払われた。

(5) 本件公費負担に係る負担金の上限額等

選挙区	ポスター掲示場の数	上限単価	上限枚数	上限額
東区	3 6 3 箇所	1, 343 円	726 枚	975, 018 円
博多区	2 3 5 箇所	1, 796 円	470 枚	844, 120 円
中央区	1 9 1 箇所	2, 091 円	382 枚	798, 762 円
南区	2 9 1 箇所	1, 548 円	582 枚	900, 936 円
城南区	1 5 5 箇所	2, 459 円	310 枚	762, 290 円
早良区	2 9 1 箇所	1, 548 円	582 枚	900, 936 円
西区	2 9 2 箇所	1, 545 円	584 枚	902, 280 円

(6) 本件公費負担を受けた 79 名の候補者に係る負担金の額等

本件公費負担を 受けた候補者	ポスター作成契約の内容		支出された負担金の額
	単価	枚数	
東区 16 名	297 円～1, 600 円	400 枚～726 枚	168, 000 円～975, 018 円
博多区 10 名	540 円～1, 793 円	280 枚～470 枚	161, 000 円～833, 760 円

中央区 12 名	600 円～2,500 円	230 枚～382 枚	149,500 円～781,954 円
南区 13 名	450 円～1,458 円	341 枚～582 枚	157,500 円～848,556 円
城南区 8 名	844 円～2,600 円	200 枚～310 枚	261,640 円～742,450 円
早良区 10 名	972 円～1,800 円	341 枚～582 枚	343,700 円～879,984 円
西区 10 名	577 円 80 銭～1,485 円	330 枚～584 枚	199,800 円～788,400 円

2 監査委員の判断

請求人は、以下の表の左欄に掲げる選挙区の候補者のうちそれぞれ中欄に掲げる額（以下「請求人算定基準額」という。）を超える額の本件公費負担を受けた候補者 74 名（以下「特定候補者」という。）に係る当該負担金の支出は違法・不当であるとともに、請求人算定基準額を超えて支出された負担金について、市は、その差額につき当該特定候補者及びそのポスター作成業者に対し不当利得返還請求権を有するにも関わらず、違法・不当にそれを行っていないと主張する。

選挙区	請求人算定基準額	特定候補者の人数
東区	178,000 円	15 名
博多区	166,000 円	9 名
中央区	162,000 円	10 名
南区	170,000 円	12 名
城南区	162,000 円	8 名
早良区	170,000 円	10 名
西区	170,000 円	10 名

以下、請求人の主張の当否について、検討する。

(1) 請求人は、特定候補者に係るポスター作成契約に関し、概要、次のように主張する。

「選挙運動用ポスターは、その使用目的や公選法の制約から、耐光インクを使用すること、4色刷りであること等の仕様を満たせば十分である。

福岡県に本店を有し、福岡市もその商圏に入り、幅広い需要者を有する特定の会社がインターネット上のホームページに掲載している選挙運動用ポスターの印刷価格表により、ポスター掲示場の数に1割程度の予備を加えた枚数を上記仕様にて作成した場合の金額を算出すると、請求人算定基準額となり、それが本件選挙における選挙運動用ポスターの作成費用の実勢価格・市場価格の基準である。

特定候補者及びそのポスター作成業者は、地方の市場価格に基づいた現に要した費

用しか請求できないのは当然であるにもかかわらず、共同して高額な金額で契約を行うなどして、適正なポスター作成の費用を超えた額を違法に請求している。」

ア 選挙における公費負担制度ないし選挙公営制度の趣旨は、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、金のかからない選挙を実現することにあるものと解される。

また、選挙運動用ポスターの作成費用の額については、法令による規制はなく、公費負担の限度額を超える場合は、超える部分につき候補者が自己負担することとなる。（ただし、公選法第 194 条及び同法施行令第 127 条に規定する選挙運動費用の法定制限額の範囲内に収める必要はある。）

さらに、そもそも選挙に際してどのような選挙運動用ポスターを作成するか、選挙運動用ポスターの作成にどの程度の費用をかけるかは、本来候補者が自由に決定すべきものであり、市としては、その自由を尊重すべきものと解される（名古屋高裁平成 14 年 1 月 23 日判決参照）。

これらのことからみると、候補者とポスター作成業者との間において、実勢価格や市場価格を超える作成費用を定める契約をしてはならない義務を負うものと解することはできない（福岡地裁平成 26 年 3 月 18 日判決参照）。

イ また、公費負担条例等に定められた上記 1 (3) のような手続きの流れや市への提出書類の記載事項等からみて、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の手続きは、ポスター作成業者による請求が公費負担条例の定める公費負担の上限単価及び上限枚数の範囲内かどうかを審査する手続きと解され、市は、実勢価格や市場価格を把握し、これを前提に請求額の審査をしなければならないものとはされていない（同判決参照）。

ウ したがって、仮に、請求人が主張するように、請求人算定基準額が本件選挙における選挙運動用ポスター作成の実勢価格又は市場価格であったとしても、それを超える額の負担金の支出が違法・不当になるものではないと解される。

(2) 請求人は、本件公費負担の効果に関し、概要、次のように主張する。

「公費負担制度の趣旨は、金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図ることにあるが、本件公費負担については、総額 41,084,620 円と金のかかるものであるうえ、一般公務員の給与の額を超える議員報酬を受けている現職の議員に係る支出額が大きく、候補者間の機会均等を図るものになっていないことから、本来の効果をあげていない。

また、本件公費負担に係る費用は市民の税金で賄われるため、自治法により最少の

費用で最大の効果をあげることが求められるにもかかわらず、市場価格に基づく最少の費用で選挙運動用ポスターを作成しているのはわずか5人であり、公費負担制度が最少の経費で最大の効果を発揮するように運用されているとはいえない。」

ア 公費負担制度の趣旨目的は、請求人も主張するように、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、金のかからない選挙を実現することにあるものと解される。

しかしながら、「金のかからない選挙」とは、候補者において立候補や選挙運動の自己負担経費がかからない意と解するのが相当と考えられることから、仮に、公費負担に係る負担金の総額が高額になったとしても、「金のかからない選挙」に反することはない。

また、請求人は、当選者のみが高額な公費負担を受けており、候補者間の機会均等が図られていないとの趣旨の主張をする。

しかしながら、選挙運動用ポスターをいかなる価格で作成するかは候補者の自由意思に委ねられているうえ、落選者（得票数が供託物没収点に達しなかった1名を除く。）も、当選者と同様に選挙運動用ポスターの作成費用について公費負担条例の定めにしたがった公費負担を受けていることから、候補者間の機会均等が図られていないとはいえない。

よって、本件公費負担が公費負担制度の趣旨に反しているため効果をあげていない旨の請求人の主張は、失当である。

イ 自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされる。

しかしながら、前述のように、公費負担制度により求められる効果は候補者にとって自己負担経費のかからない選挙の実現であること、また、選挙運動用ポスターの作成にどの程度の費用をかけるかは候補者が自由に決定すべきものであることを考慮すると、市としては、公費負担条例に定める限度額の範囲内で公費負担を行う限り、上記自治法の規定に反することはないものと解される。

よって、本件公費負担の運用が自治法第2条第14項に反する旨の請求人の主張は、失当である。

(3) 請求人は、公費負担条例に関し、概要、次のように主張する。

「選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の上限単価については、実勢に比して高すぎることはないように留意する必要があるにもかかわらず、公費負担条例第11

条は、市場調査を行わず、国の算定式をそのまま使っており、国制度に「準じた」ことになっていないことから、公選法第 143 条第 15 項に違反している。

また、上限枚数を定めた公費負担条例第 9 条については、市議選挙の選挙運動期間（9 日間）ではよほどのことがない限りポスターの張替えの必要はないこと、市議選挙においては個人演説会告知用ポスターを掲示することができないこと、他の政令市では上限枚数をポスター掲示場の数の 1 倍や 1.2 倍としているところもあることから、公選法第 143 条第 15 項に違反する。

したがって、公費負担条例第 9 条及び第 11 条は、その効力を有しない。」

ア 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいてのみ条例を制定することができるものとされる（自治法第 14 条第 1 項）。

そこで、公費負担条例に定める選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の上限単価及び上限枚数に関する規定が公選法に違反するものであるか否か検討する。

イ 公費負担条例に定める選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の上限単価に関しては、福岡高裁平成 26 年 9 月 4 日判決において、「福岡市は、国政選挙におけるポスターの作成単価の上限額が、物価等の変動にかんがみ逐次改訂されていることを逐次反映させて同様に改訂させていることが認められる。したがって、福岡市が公費負担限度額につき実際に市場調査を行っていないとしても、本件条例における公費負担の限度額を国政選挙と同一の基準とすることにより市場価格を反映したものとなっているということができ、これが法 143 条 15 項に抵触して無効であるとはいえない。」と判示されている。

これは、平成 23 年 4 月 10 日執行の市議会議員一般選挙時の公費負担に係る判断であるが、本件選挙における同一の条例に基づく同一内容の公費負担についても、同様に解するのが相当と考えられる。

なお、政令市における現在の公費負担の上限単価について調査したところ、別表のとおりであり、いずれの市も国制度と同一である。

ウ 公費負担条例に定める選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の上限枚数に関しては、福岡高裁平成 26 年 9 月 4 日判決において、「国政選挙において、作成枚数がポスター掲示場の数の 2 倍を上限としているのは、1 回の張替まで公費で賄う趣旨であると認められるところ、……市議会議員選挙においても選挙期間中にポスターを張り替える可能性があることは否定できない上、他の政令指定都市の条例においても同様の規定がなされていることに照らせば、本件条例において、国政

選挙に準じて1回の張替分まで公費で賄うこととするのは、市議会の条例制定における裁量の範囲内であって、これが不当・違法ということはできない。」と判示されている。

これは、平成23年4月10日執行の市議会議員一般選挙時の公費負担に係る判断であるが、本件選挙における同一の条例に基づく同一内容の公費負担についても、同様に解するのが相当と考えられる。

なお、政令市における現在の公費負担の上限枚数について調査したところ、別表のとおりであり、国制度と同一である市が多数である。

エ 以上のとおり、公費負担条例に定める選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の上限単価及び上限枚数に関する規定が公選法に違反するものとは解されない。

なお、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担は、公費負担条例に定める上限単価及び上限枚数の範囲内で行われるものであるから、それらは、公費負担制度の重要な要素をなすものである。

したがって、市長及び市議会は、今後とも、国制度、他都市の公費負担制度の状況等を考慮しながら、公費負担条例に定める上限単価及び上限枚数の妥当性について適時適切に検証していくことが重要である。

(4) 以上のほか、請求人は、特定候補者等は、公費負担の対象とならない政治活動用ポスター等の作成費を含めて市に請求し公費負担を受けている旨主張する。

しかしながら、請求人はそのことを具体的に示す事実や証拠を提示していないうえ、候補者等が市に提出したポスター作成契約届出書等の書面を査閲しても、そのようなことをうかがわせる記載等は特に見受けられない。

(5) 以上のとおり、請求人の主張にはいずれも理由がなく、他に本件公費負担に係る負担金の支出が違法・不当であり、又は市が本件公費負担に係る負担金の支出に伴い不当利得返還請求権を有していると判断するに足りる事情は認められない。

第4 結論

以上のことから、本件請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

なお、請求人は、本件請求の中で、各種の調査を行うよう要望するが、請求人の主張に対する監査委員の判断は以上のとおりであるから、それら調査を監査委員において行う必要は認められない。

第5 意見

前述のとおり，市が，公費負担条例に基づく選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担について，自治法第2条第14項に違反しているとは認められない。

しかしながら，請求人が主張するように，公費負担の原資が市民の税金で賄われていることに鑑みると，候補者は，公費負担の対象となる選挙運動費用の支出にあたっては，できるだけ経済性・効率性に配慮すべきものと考えられる。

したがって，候補者に配布される「公費負担の手引き」に「限度額は，あくまでも公費負担する金額の上限を示したもので，この金額での契約を推奨するものではありません。公費による支出ということ踏まえて，必要な額での契約をお願いします。」と記載されていることが認められるが，市選管及び各区選管は，このことについて，今後さらに候補者の注意を喚起することが望まれる。

(別表)

政令市における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担制度

市	上限単価	上限枚数
札幌市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
仙台市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
新潟市	国制度に同じ。	ポスター掲示場の数に 1.2 を乗じて得た数
さいたま市	国制度に同じ。	ポスター掲示場の数に 1.2 を乗じて得た数
千葉市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
川崎市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
横浜市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
相模原市	国制度に同じ。	ポスター掲示場の数
静岡市	国制度に同じ。	ポスター掲示場の数に 1.2 を乗じて得た数
浜松市	国制度に同じ。	ポスター掲示場の数に 1.2 を乗じて得た数
名古屋市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
京都市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
大阪市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
堺市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
神戸市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
岡山市	国制度に同じ。	ポスター掲示場の数
広島市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
北九州市	国制度に同じ。	国制度に同じ。
熊本市	国制度に同じ。	ポスター掲示場の数
福岡市	国制度に同じ。	国制度に同じ。

- (注) 1 平成 28 年 5 月 20 日 各市ホームページにて確認。
2 上限単価に係る国制度は、本件選挙が執行された当時のものである。